

たよれーる 「HENNGE One」 サービス案内

【付帯条項】

第1条（適用）

- 以下の付帯条項（以下「本付帯条項」といいます）は、「SaaS・ASPサービス利用約款」（以下「原約款」といいます）に付帯して適用されるものとします。
- 本付帯条項と原約款の内容が相違する場合は、本付帯条項を優先するものとします。
- 前項の場合を除き、原約款の条項が適用されるものとします。

第2条（用語の定義）

本付帯条項において次の各号の用語の意味は、当該各号に定める通りとします。なお、本付帯条項に定めのない用語の定義は、原約款によるものとします。

- 「提供元」とは、HENNGE株式会社をいいます。
- 「HENNGE One」とは、提供元が提供する「HENNGE One」という名称のサービス、またそこに含まれる認証サービスおよびその関連機能（理由の如何を問わずサービス・機能の名称または内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含みます）をいいます。
- 「本サービス」とは、「HENNGE One」および当該サービスに関する乙提供の管理者向け問い合わせサービスをいいます。
- 「ユーザー」とは、甲から本サービスの利用権限を付与されて甲の管理の下で本サービスを利用する者をいい、提供元が定める「HENNGE Oneサービス利用規約（代理店経由）」（以下「提供元利用規約」といいます）に記載される「HENNGEアカウント利用者」を指すものとします。

第3条（たよれーる「HENNGE One」のサービス内容）

- 本サービスにおいて、乙は、提供元利用規約の別紙「1. サービスメニュー」に記載される「(4) HENNGE Access Control」（以下「認証サービス」といいます）、「(5) HENNGE Secure Browser」、「(6) HENNGE Device Certificate」（以下「証明書サービス」といいます）、「(7) HENNGE Lock」を提供します。
- 本サービスでは、1ユーザーにつき、認証サービスに証明書サービス1つを付帯して提供することを基本とし、オプションとして証明書サービスを更に追加で提供するものとします。

第4条（提供元の条件等）

- 「HENNGE One」の利用契約は、甲乙間にて締結されるものとします。
- 「HENNGE One」の提供条件については、以下のURLで定める提供元利用規約によります。甲は、提供元利用規約に同意のうえ、本サービスを申し込むものとします。ただし、提供元利用規約にかかわらず、契約手続き、利用期間、利用料金および支払いに関する条件については、原約款および本付帯条項が優先されるものとします。
 - ・HENNGE One サービス利用規約（代理店経由）
《原文URL》<https://support.hdeone.com/hc/ja/articles/900002600846>

第5条（利用契約の締結）

- 本サービスの利用契約は、甲が原約款および本付帯条項の内容に同意して乙所定の方法にて申し込み、かつ、乙がこの申し込みに対して承諾することによって成立します。乙の依頼により提供元が、甲に対し、甲の「HENNGE One」登録が完了した旨を通知した日をもって利用開始日とします。
- 第7条第2項で定める無料期間における本サービスの利用についても、原約款および本付帯条項が適用されるものとします。
- 本サービスにおいて、オプションの利用契約はユーザー数を上限とし、甲は、ユーザー数を超えての申し込みは出来ないものとします。

第6条（電話問い合わせ）

- 甲は、本サービスの利用方法について、乙に対し、電話で問い合わせをすることができます。ただし、問い合わせは、甲のシステム管理者からのみ行うものとします。なお、利用方法とは、本サービスの設定方法とその他の操作を指します。
- 乙の電話受付は、次の時間帯に実施するものとします。ただし、国民の祝日または乙が別途定める日は除きます。なお、電話受付時間内に受け付けた場合でも、受付内容等により、乙の翌営業日以降の時間帯に対応、回答を実施することがあります。
 - ・月曜日から金曜日 午前9時から午後5時30分まで
- 大規模障害等、提供元に起因する理由によって「HENNGE One」が利用できない場合、甲は提供元に対し、直接問い合わせをすることができます。
 - ・24時間365日対応

第7条（利用料金の支払）

- 本サービスの利用料金は、本サービスを利用する甲のユーザー数およびオプションの有無・数量によって変わります。甲は、ユーザー数およびオプションを選択するものとします。詳細については、申込書記載の通りとします。
- 第5条第1項の利用開始日から利用開始日が属する月の末日までを無料期間とし、その翌月1日から利用料金が発生します。甲は、オプションを含む本サービスの利用料金を、1か月毎に乙に支払うものとします。
- 本サービスの利用にあたり、通信事業者に対して発生する通信費、パケット料金その他発生する通信関係費用等については、本サービスの利用料金には含まれません。甲自身が、別途通信事業者に対して支払うものとします。
- 利用期間の途中でユーザーまたはオプションを増減させる場合、甲は、増減希望月の前月20日までに乙に申し出るものとします。増減希望月から利用料金に反映されます。

第8条（ライセンス数）

- 本サービスのライセンス数は、最低利用数30ライセンス、利用上限は2,000ライセンスとなります。
- 30ライセンスを下回るライセンス数への変更は、契約解約と見做されます。
- 2,000ライセンスを上回る契約はできません。なお、ライセンス数の上限は、甲が本サービスについて乙と締結するすべての契約における合計ライセンス数で算定します。

第9条（最低利用期間・解約）

- 本サービスの最低利用期間は、利用開始日が属する月の翌月1日より1年間とします。ただし、ユーザー数等の減少は、最低利用ライセンスである30ライセンスを下回らない限り、解約に含まないものとします。
- 最低利用期間の経過後は1年毎に利用契約が自動で更新されます。
- 利用契約を更新しない場合、甲は、利用期間更新日の2か月前の20日までに、乙所定の手続きをもって解約の申出を行うものとします。
例）解約希望：7月末の場合
前月の6月20日までにマイページにて解約申し込みをする必要があります。

※ 21日以降については2ヶ月後の月末解約となります。

※ 遡っての解約はできません。

- 最低利用期間の途中で解約される場合は、最低利用期間までの料金を一括で請求します。
- 前項以外の期間に解約する場合、甲は、以下に定める料金を乙に一括で支払うことに同意するものとします。
 - ・利用期間更新日の前日から起算して2か月以前の場合は、当該更新日までの残期間の利用料金
 - ・利用期間更新日の前日から起算して2か月以降、更新日までの場合は、当該更新日までの残期間の利用料金および次の1年間分の利用料金
- 甲が本サービスを解約した場合、乙は、解約日をもって甲が本サービス上で利用しているシングルサインオン、アクセス制御等の全ての機能停止します。
甲は、本サービスの解約前に各機能設定変更を実施するものとします。なお、甲が当該設定変更を怠った場合、乙は、本サービスの解約後に甲が発生した事由について、一切の責任を負いません。

第10条（ユーザーの同意）

- 甲は、以下の事項について本サービスの利用前にユーザーの同意を得るものとします。
 - ①ユーザーサポートまたはユーザーの不正使用の防止、発見を目的として、提供元または乙が、ユーザーの利用可能なデータにアクセスすること
 - ②ユーザーサポートまたはユーザーの不正使用の防止、発見を目的として、①記載のデータを提供元が監視または使用すること
 - あるいは当該データを乙のシステム管理者、提供元および乙の間において共有すること
- 前項に反し、ユーザーの一部または全部が同意をせず、当該ユーザーから何らかの権利侵害や損害賠償等の請求や主張等がなされた場合には、甲は、そのすべてを甲の責任と費用で解決し、乙および提供元に一切の迷惑や負担（弁護士費用を含みます）を及ぼさないことを約束するものとします。

第11条（「HENNGE One」のデータの取り扱い）

甲は、「HENNGE One」の提供元データ領域（データ保管空間）内に「HENNGE One」の利用履歴が保存され、提供元および乙が、甲のシステム管理からの問い合わせに対応するため、当該利用履歴のデータを参照する場合があることに同意するものとします。

以上